

敦賀市立中央小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定
平成29年9月1日 改訂
平成31年2月19日再改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

○「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。[起こった場所は学校の内外を問わない]

○けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため。背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめの定義

- 〈注1〉「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- 〈注2〉「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 〈注3〉「物理的攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

3 いじめに対する基本認識

すべての児童と教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりえる」という認識を持つ。

- ①いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という学校風土が人権意識を育てる。
- ②いじめは、すべての児童・学級・学校に起こりえる問題である。
- ③傍観することもいじめ行為と同様に許されない。
- ④いじめは、その実態が見えにくく、態様は様々である。
- ⑤いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい。
- ⑥いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑦いじめられている児童を絶対に守り通す覚悟が必要である。
- ⑧いじめる児童に対し、毅然とした対応とねばり強い指導を行う必要がある。
- ⑨いじめは、解消後も注視と保護者との情報交換が必要である。
- ⑩いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑪いじめ防止のためには、保護者との信頼関係づくりや、地域や関係機関との連携に努める必要がある。

4 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

福井県版「心のノート」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

○幼小の接続の推進

県教育委員会は、幼少接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に務めるとともに、就学時のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

(2) 学校いじめ防止基本方針

○学校長は、本校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

○学校長は、いじめ等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート

ト、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

3) いじめの未然防止

○授業改善

- ・すべての児童にとって「わかりやすい授業の在り方」について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。
- ・道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

○児童の主体的活動の充実

- ・子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーを交えたケース会議や支援会議を必要に応じて実施する。
- ・学校生活での悩みの解消を図るため、スクールカウンセラー等を活用する。

○教育研修の充実

- ・教職員の言動がいじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- ・常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。
- ・教員研修の充実と、いじめ相談体制の整備・相談窓口の周知徹底を行う。
- ・携帯やインターネット等、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。
- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるように、校務の効率化を図る。
- ・県や市等から配付されている広報紙やリーフレットによる情報提供を行う。

○開かれた学校

- ・「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
- ・地域学校協議会(学校評議員会)などにも、いじめに対する学校の考え方や取組を周知し、学校がいじめ防止の取組に対する意見や評価を求め、適宜改善していく。また、いじめの発見および情報提供に協力を求める。
- ・関係機関(警察、児童家庭課、児童相談所等)との情報交換を定期的に行い、必要に応じて、いじめ防止に向けた学習会や連絡会を実施する。

○特に配慮が必要な児童について

- ・学校長は以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえ適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結構の保護者を持つなど

海外に繋がる児童

- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童または、原子力発電所により避難している児童

○インターネットや携帯電話等に関する指導

- ・インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。（「我が家のネットワーク」づくり）
- ・児童会が中心になって作成した「中央小学校インターネット・ゲーム・スマートホンなどをつかうときのルール」を家庭に啓蒙する。
- ・「スマホ・ケータイ安全教室」を開催し、SNSやアプリの使用の留意点、個人情報保護等の大切さを指導し、徹底を図る。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

- ・児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな児童の行動の変化に対しても「いじめの兆候ではないか」との疑いを持ち、積極的にいじめを認知しようとするよう努める。

児童の連絡帳・日記等を点検・確認する。（自己チェックシステム）

→児童が毎日の生活を振り返るための自己チェックを行う。

- ・子どもの行動等をよく見る。

登校時の服装や表情 授業中の子どもの姿勢や服装、表情、持ち物

休み時間の過ごし方 給食時間の食べる量や表情

下校後の下足箱や教室の机等

○自己チェックの活用

- ・毎月、いじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。
- ・個別面談を定期的実施する。

○保護者に対するいじめ調査の実施

- ・学期に1回、保護者アンケートを実施し、いじめ等の発見に努める。
- ・アンケートの結果によっては、保護者と面談し聞き取り調査を密に行う。

○教育相談体制の充実

- ・アンケート調査後と定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

- ・家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

※欠席について

1 日目は、学級担任等による電話訪問

3 日連続した場合、学級担任等による家庭訪問

管理職に報告し、全職員で対応等を検討する。

(5) いじめ事案への対処(事案対処)

○組織的な対応

教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合にはいじめられた児童の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげる。

○「いじめ対応サポート班」による対応

・特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」によって、早期対応の立案と実践により被害児童を守る。

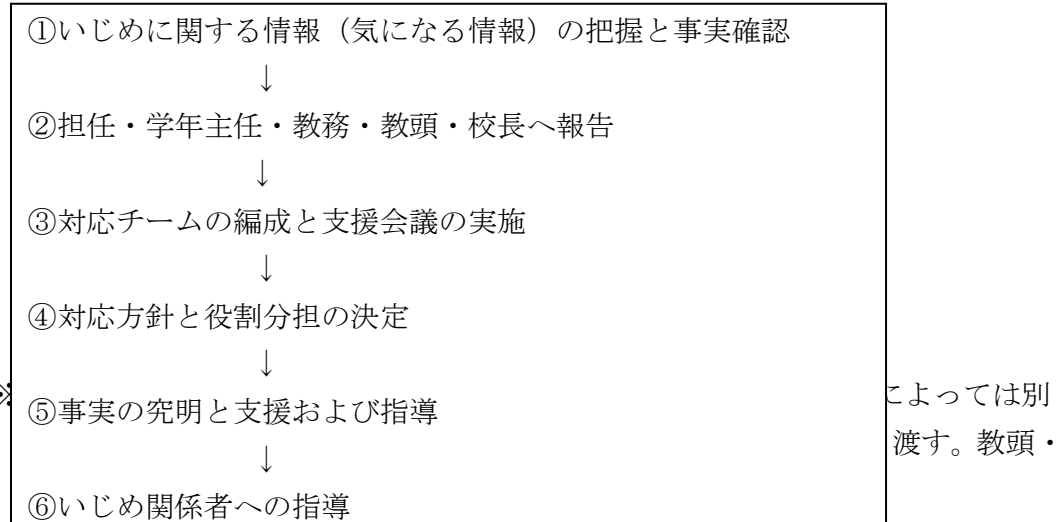
○被害・加害児童への対応

・いじめを受けた、あるいは相談した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対し事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

◇いじめ発見から解決までの流れ



※いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。また、校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが前していたことをされただけなので、自業自得である」というように問題をすり替えるようなことは決してしてはならない。いじめを苦にして自殺する悲しい事件があることから、自尊感情を高めなければならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝える。また、個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分留意する。

原則家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじ

められた児童や保護者に対し、全教職員で徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するように努め、当該児童の見守りを行うなど具体的な行動によって安全を確保する。

いじめられた児童が安心して学校生活を送れるように、必要に応じていじめられた児童を別室において指導するなど、環境の確保を図る。

※いじめた子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

※いじめが解消した後も、子どもを見守り、保護者と継続的な連絡を行う。

(6) いじめの解消について

○学校長は、いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

・「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

・上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめは再発する可能性が十分あり得ることを踏まえて、被害・加害児童については、日常的に注意深く観察する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある時は、次の対処を行う。

・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告する。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。

・市が調査主体になる場合は、事実関係が明確になるよう調査に協力する。

5 いじめの防止等のための組織的な対応

◎「組織的な対応に関する共通認識」

・いじめ問題に対しては、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。

- ① いじめの早期発見・早期解決・未然防止に向けて、チームで対応する。
- ② いじめ対策に同一歩調で取り組む組織としていじめ対策委員会を設置する。
- ③ 各学級で起きていることや、児童の気になる言動に関する情報を教職員全員が共有し、担任を学校全体で支援する。
- ④ 問題解決までのプロセス〔実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証〕を明確にしておく。
- ⑤ 時系列に従って、経過の記録を残す。

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。ただし、緊急を要する場合は、臨時に開催する場合もある。

○構成メンバー

- ・校長、教頭、教務、生徒指導主事
 学年主任〔1年主任 2年主任 3年主任 4年主任 5年主任 6年主任〕
 教育相談担当 養護教諭 スクールカウンセラー（必要に応じて）

○業務内容

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きた時、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

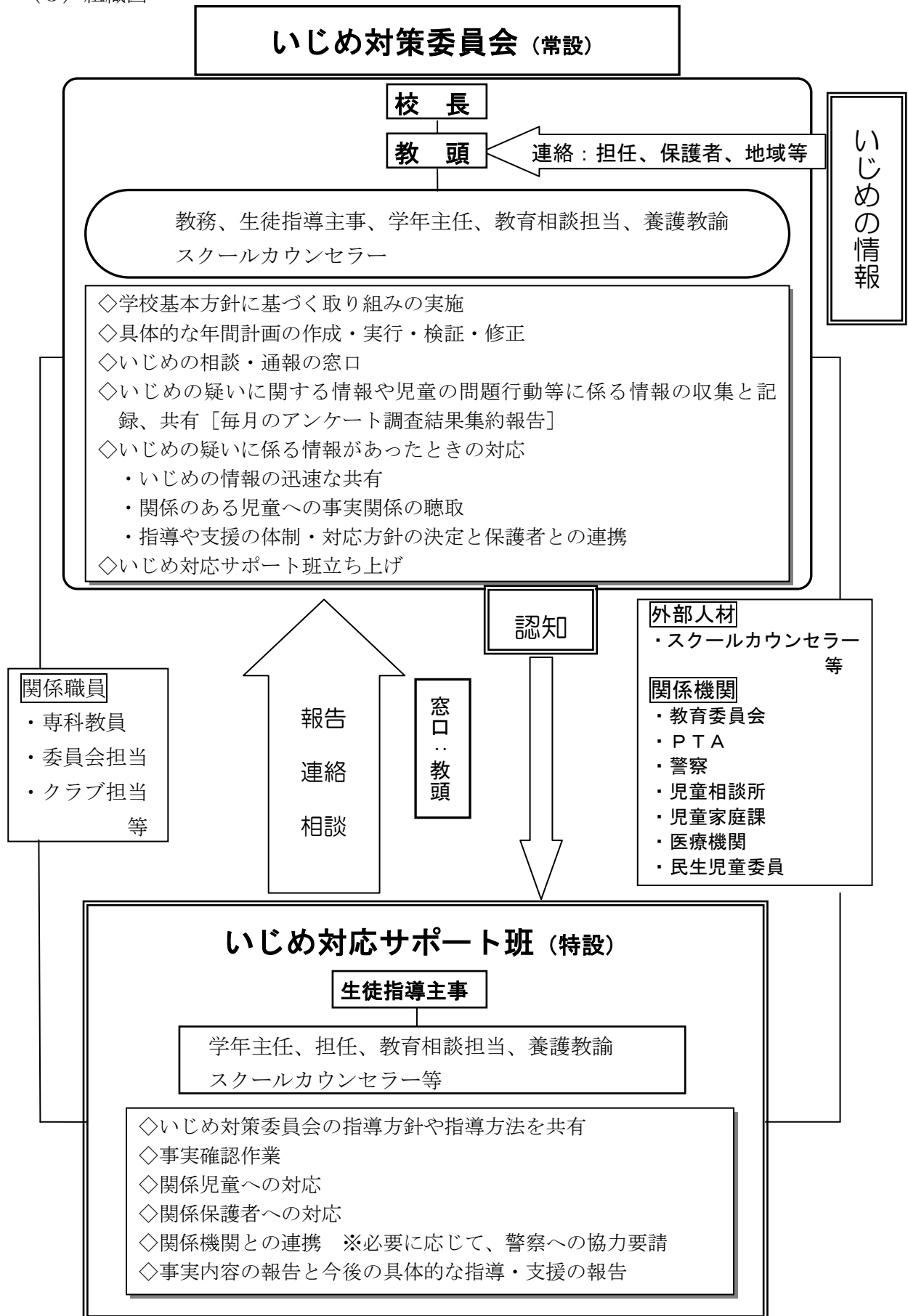
○構成メンバー

- ・生徒指導主事 学年主任〔該当学年主任〕 担任〔該当担任〕
 教育相談担当 養護教諭 スクールカウンセラー（必要に応じて）

○業務内容

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラー等の外部人材や警察、児童相談所、児童家庭課等との連携

(3) 組織図



6 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

中央小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 ・学校HPで公表 いじめサポート班 ・いじめ発生時即対応	入学式					
		学級開き ・望ましい集団づくり ・心の居場所づくり ・新しい生活に希望をもたせる					
		1年生を迎える会 ・望ましい集団づくり ・リーダーの育成					
		家庭訪問					
		縦割り班清掃開始					
5月	国の「いじめ防止等のための基本的な方針」 の改訂に係わる留意事項の周知 いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 授業研究会 校内研修 ・道徳教育、人権教育 1年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認	児童アンケート調査					
		春の校外学習 ・望ましい集団作り ・リーダーの育成 ・絆づくり					
		教育相談週間 ・全員対象 ・生活アンケート調査をもとに					
		体育大会 ・縦割りでの集団活動 ・リーダーの育成 ・団結力、絆づくり					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究会	児童アンケート調査 保護者アンケート実施(1回目)					
		町探険 望ましい集団作り 地域との連携				携帯、インターネット利用について ・ネットモラル指導 ・家庭でのルール等	自然体験学習 宿泊学習 絆づくり 自主的活動

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導</p> <p>1学期中間教育懇談会</p> <p>取組評価アンケート① ・1学期 ・未然防止に生かす</p>	<p>児童アンケート調査</p>					
8月	<p>いじめに関する校内研修会 ・いじめ未然防止</p> <p>特別活動研修会 ・望ましい集団づくり</p> <p>特別支援教育研修会 ・</p>	<p>PTA奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり</p>					
9月	<p>授業研究会</p> <p>いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて</p> <p>職員会議 ・重点事項確認</p>	<p>児童アンケート調査</p> <p>秋の校外学習 ・望ましい集団づくり ・リーダーの育成 ・絆づくり</p> <p>修学旅行 1泊2日 絆づくり自主的活動</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	情報発信 ・評価アンケート結果 ・2学期の取組等	児童アンケート調査					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	教育相談週間 ・全員対象 ・生活アンケート調査をもとに					
	1学期末教育懇談会						
	授業研究会						
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児童アンケート調査 保護者アンケート実施(2回目)					
	校内研究会	溪山荘 訪問 おもいやり 自主的活動					
	人権教育、人権週間に関する校内研修会 ・人権教育共通題材 ・人権集会の持ち方	中央フェスティバル（総合的な学習の時間発表会） ・家庭、地域との連携 ・協働活動、自己有用感の育成					
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児童アンケート調査					
	2学期中間教育懇談会	人権週間の取組 ・人権集会 ・人権集会感想掲示 ・全校放送					
	幼稚園 保育園 訪問 交流会	冬季休業前学習相談会 ・学習の実態把握、夏休み学習計画立案					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児童アンケート調査					
	授業研究会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> オープンスクール ・ 家庭、地域との連携 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 新入生体験入学 ・ 新たな絆づくり ・ 異校種連携 </div>					
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	児童アンケート調査					
	取組評価アンケート② ・同じ項目で ・取組評価①との比較	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 6年生を送る会 ・感謝の気持ち、学校への所属感、新しい生活への希望をもたせる ・家庭、地域との連携 </div>					
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	児童アンケート調査					
	情報発信 ・評価アンケート結果 ・次年度の取組等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 卒業証書授与式 ・感謝の気持ち、学校への所属感、新しい生活への希望をもたせる ・高学年リーダーシップの育成 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 校内奉仕作業 感謝の気持ちを育てる </div>					